六　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十四第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七　［略］

（苦情の解決又はあっせんの業務等）

第三十条　令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。

2　令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。

（対象事業者）

第三十一条　法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十五第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。

（あっせんの対象となる取引等）

第三十二条　法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。）に付随する取引及び令第十八条の四の十五第五項の表の中欄に掲げる取引とする。

2　［略］

別表第三（第十七条第二項関係）

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
［略］		
協会員が、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は取引所金融商品市場外で行う上場株券等の売買の受託等に基づく売買が成立した場合の通知	［略］	［略］
［略］		

六　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の九第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七　［同上］

（苦情の解決又はあっせんの業務等）

第三十条　令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。

2　令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。

（対象事業者）

第三十一条　法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。

（あっせんの対象となる取引等）

第三十二条　法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。）に付随する取引及び令第十八条の四の十第五項の表の中欄に掲げる取引とする。

2　［同上］

別表第三（第十七条第二項関係）

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
［同上］		
協会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合の通知	［同上］	［同上］
［同上］		